

申請者向け Q & A

<申請要件>

Q 1. 国内代理人に依頼せず、自ら現地代理人に依頼して外国出願をする場合でも、申請することはできますか？

A. できます。ただし、申請者自身で必要な書類をもれなく提出できることが条件です。

Q 2. 国直轄の試験研究機関（「施設等機関」）は、申請することはできますか？

A. できません。補助金は、「国以外の者」に交付されるものなので（補助金適正化法第 2 条）、国家行政組織法に基づき国が直接に運営している「施設等機関」は対象外です。なお、国立研究開発法人は、国以外の者であるため、申請できます。

<補助対象案件>

Q 3. 他の外国出願費用支援事業に申請済み又は申請予定の、同一の申請者・同一の外国特許出願について、本事業にも申請することはできますか？

A. できません。

国費による支援（採択審査手続等を含む）の重複を回避する観点から、同一の申請者及び外国特許出願の組み合わせで、本支援以外の国費又は国費を財源とする資金（以下、「国費等」という）による支援を申請中の又は申請の結果採択された場合、本支援事業の対象外です。一方、申請書受付期間中に他の国費等による支援事業の不採択が確定した場合は、本支援事業の対象となります。

基礎出願が同じであっても、他の外国出願費用支援事業に申請した国とは異なる国への外国出願であれば、「同一の外国特許出願」ではないので、本支援事業の対象となります。

同一の外国特許出願について本支援事業と他の国費等による支援事業との重複申請を行った事業者は、原則として、次年度以降の本事業に申請できません。

Q 4. 一事業者で複数の案件を申請することはできますか？

A. できます。採択件数は一事業者につき 30 件までを予定しています。

Q 5. パリ条約上の優先権を主張せずに外国出願する案件は、本事業の補助対象となりますか？

A. なりません（ダイレクト PCT を除く）。

この事業では、既に日本国特許庁に行っている出願と同一内容で外国出願することが要件となっています。

この要件のもとでは、優先権主張を伴わない外国出願は、先に出願した同一内容の国内出願の存在によって新規性を喪失し、権利取得が否定される可能性があるため、補助対象とすることはできません。

Q 6. 欧州特許庁への出願案件は本事業の補助対象となりますか？

A. なります。欧州特許庁への出願手続についても、1国に対する出願と同趣旨ですので補助対象となります。ただし、欧州特許庁から各加盟国への移行手続は登録査定後に行われますので、出願後に発生する費用となるため補助対象にはなりません。

Q 7. 基礎となる国内出願の名義は教授個人となっています。外国出願は大学名義で行う予定ですが、本事業の補助対象となりますか？

A. なりません。ただし、国内出願の名義を大学に変更した場合、補助対象となります。

基礎となる国内出願と、予定している外国出願とが、同一名義であることが必要です。採択後、外国出願をする前までに、国内出願の名義を申請者（大学）に変更していただく必要があります。

Q 8. 他者と共同で外国出願する案件は、本事業の補助対象となりますか？

A. なります。

申請者が申請要件を満たせば、共同出願のパートナーの要件は問いません。ただし、対象となる補助金の額は、外国出願の持ち分割合又は費用負担割合のいずれか低い方に基づき算出します。したがって、外国出願の持ち分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等を、申請の際に添付書類として提出してください。

なお、外国出願の出願人が、国内基礎出願（登録済みのものを含む）の出願人と一致していることが前提です。何らかの理由で異なる場合は、あらかじめ事務局にお問い合わせください。

Q 9. 共同出願の相手方も申請要件を満たす場合、代表の申請者がまとめて申請できますか？

A. できません。申請者各自の知財状況（実施許諾率など）も選考基準の一つですので、各自でそれぞれの持ち分について申請をお願いします。

<助成対象経費>

Q 10. 交付決定前に着手した作業に係る経費は補助対象となりますか？

A. なりません。交付決定後に着手した作業に係る経費のみが対象です。例えば、交付決定前に〇〇国への出願に着手して、交付決定後に〇〇語への翻訳に着手する場合は、外国特許庁への出願手数料は「対象外」、翻訳料は「対象」となります。

Q 1 1. 補助対象経費としてどこまでが認められるのでしょうか？

A. 基本的な考え方として、外国特許庁に出願するために要した経費が対象となります。

■ 外国特許庁へ支払う費用：

・外国特許庁へ支払う出願料^{※1}と、同時（同日）に支払う費用（出願費用、審査請求費用、特許審査ハイウェイ（PPH）費用、補正手数料^{※2}、維持年金等）

※1 出願先の国あるいは広域特許庁の制度に基づき出願料を分割で支払うことができる場合でも、補助対象は1回目の支払と同日に支払われた費用に限られます。

※2 補正手数料については、事前に補正内容等を申請書に記載していない場合、対象外となることがあります。

■ 国内外の代理人手数料（代理人は国内1か所、現地＜出願先(国あるいは広域特許庁)＞1か所です）

・銀行送金料・送金手数料：ただし、本事業以外の費用を合わせて銀行送金をした際の送金手数料は対象外です。また、複数回の銀行送金を行った場合は、初回の分のみが対象となります。

・出願先(国あるいは広域特許庁)の制度上出願に必要であることが認められる経費(公証人証明申請費用、委任状作成費用等)

・PPH申請、審査請求、補正等に関する代理人費用については、外国特許庁に対し、出願と同時（同日）に支払った場合のみ対象となります。

■ 翻訳費用

・翻訳文の提出が猶予される国（あるいは広域特許庁）で、出願後に翻訳を行う場合も、実績報告書提出締め切り日時点で翻訳文が納品、支払いが完了されていることが条件です。

Q 1 2. PCT国際出願に要する経費に関して、具体的な補助対象経費とは何ですか？

A. PCT国際出願の場合は、各国（日本国を除く）への国内段階移行に要する費用のみが補助対象となります。

国際段階の手数料は補助対象ではありません。

Q 1 3. 先行技術調査費用は補助対象経費となりますか？

A. なりません。

本事業では、「申請書類に添付された先行技術調査結果、国際調査報告書（ISR）等から見た、申請者が指定する諸外国において特許権を取得する可能性の高さ」を選定基準の一つとしています。そのため、先行技

術調査は申請前に行っていただく必要があります。一方、本事業において補助対象となるのは、交付決定後に発生する費用ですので、採択前に発生した調査費用等は助成対象外です。また、採択後に追加で調査を行った場合でも、補助対象にはなりません。

<スケジュール>

Q 1 4. 外国出願が完了する前に補助金を受け取ることはできますか？

A. できません。

申請者は外国出願にかかる費用を代理人等に先に全額支払う必要があります。その後、支払った事実が証明できる書類とともに、実績報告書等を事務局に提出していただき、間接補助金実績額を確定した後、申請者にお支払いすることになります。

Q 1 5. 「実績報告書」提出後、補助金はいつ頃受け取ることができますか？出願を早めに完了し、「実績報告書」を、例えば9月頃提出した場合、11月くらいに支払われますか？

A. 2023年の1月以降3月末までのお支払いを予定しています。「実績報告書」を早めに提出した場合であっても同様です。

Q 1 6. 外国出願はいつまでに完了すればいいですか？

A. 年内を目安に、早目に出願を完了してください。

出願後、事務局が定めた最終締め切り日（2023年1月10日）までに実績報告書を提出していただきます。そのためには、遅くとも最終締め切り日1週間前には、外国出願と全ての支払いを完了し、外国特許庁からの受領書、現地代理人からの書類、支払った際のエビデンス等の提出書類を準備してください。

<選定の基準>

Q 1 7. 公募要領でいう「スタートアップ」とは、設立後何年目までの法人をいいますか？

A. 以下のいずれにも該当する法人をいいます。また、設立前であっても本事業の「スタートアップ」に含みます。

・設立後10年未満で資本金額又は出資総額が3億円以下の法人であること^{※1}

・大企業（資本金額又は出資総額が3億円以下の法人以外の法人）に支配されていないこと^{※2}

※1 資本又は出資を有しない法人の場合については、前事業年度末の貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額から当該貸借対照表に計上されている総負債の帳簿価額を控除した金額（当該貸借対照表に、当該事業年度に係る利益の額が計上されているときは、その額を控除した金額とし、当該事業年度に係る欠損

金の額が計上されているときは、その額を加算した金額とする) の 100 分の 60 に相当する金額が 3 億円以下であることが必要です。

※2 大企業（資本金額又は出資総額が 3 億円以下の法人以外の法人）に支配されていないこととは、次のア. 及びイ. に該当していることを指します。

ア. 単独の大企業（資本金額又は出資総額が 3 億円以下の法人以外の法人）が株式総数又は出資総額の 1/2 以上の株式又は出資金を有していないこと。

イ. 複数の大企業（資本金額又は出資総額が 3 億円以下の法人以外の法人）が株式総数又は出資総額の 2/3 以上の株式又は出資金を有していないこと。

Q 1 8. 公募要領でいう「スタートアップ」は、国内のスタートアップに限りますか？

A. 限りません。なお、申請者自身は国内に主たる事業所・拠点を持つ者である必要があります。

Q 1 9. 公募要領でいう「スタートアップによる事業化」とは、具体的にどのような意味ですか？

A. 申請対象に係る外国特許出願の、申請者からスタートアップへのライセンスや譲渡等に基づき、申請者の研究成果をスタートアップが事業化すること、を意図しています。

Q 2 0. 国内での事業展開は国内スタートアップへのライセンスに基づき行い、海外での事業展開は既存現地企業へのライセンスに基づき行う予定です。このケースは、「スタートアップによる事業化」といえますか？

A. いえませんが、「スタートアップによる事業化」とは、スタートアップによる出願先国での事業化を意図しています。

Q 2 1. 「自身の保有特許権の他者への実施許諾率」を示す公開情報がありません。申請の際にエビデンスは必須ですか？

A. 必須ではありません。なお、審査前又は実績報告書の提出時に、実施許諾契約書の写し等の提出を求められる場合があります。

Q 2 2. 「外国への特許出願比率」算出のため、J-PlatPat 以外の検索システムを使用できますか？

A. できません。客観性を担保し事務局で検証可能とするため、J-PlatPat を使用してください（具体的な使用方法は別途資料を参照ください。）。

Q 2 3. 申請しようと思う特許出願に係る事業について、投資会社による評価を受けました。添付書類に「任意」として提出した方がいいですか？

A. 提出をお勧めします。評価者が評価分野において知見のある第三者であれば、当該評価者による評価書は審査時の参考資料となります。

Q 2 4. 賃上げ実施企業等に対する加点措置に係る「大企業」とは、どのような企業のことですか？

A. 法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 66 条第 2 項、第 3 項及び第 6 項に規定される、資本金等の額等が 1 億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等、**以外の企業**をいいます（法人税申告書別表 1 において「非中小法人」に該当している）。

<その他>

Q 2 5. 競争的研究費から支出する外国出願費用について、本支援事業から助成は受けられますか？

A. 競争的研究費の直接経費として計上するものは、国費による支援の重複と考えられるため、本支援事業から助成は受けられません。必要に応じて、当該競争的研究費の提供元にご確認ください。なお、申請書 18. の間接補助金交付申請額（内訳）で費用を積まなかった項目（国・経費区分）については、本支援事業の対象外なので、本支援事業からの制限はありません。

Q 2 6. 同一申請者が複数の案件について申請する場合、各申請書で共通する事項は記入を省略できますか？

A. できます。同一申請者による 2 件目以降の申請書では、同一内容は省略可能です。その場合、申請書冒頭の「記」の下に、例えば以下の記載をしてください。

例：「申請書 1. ～ 3. 、19. ～21. の項目は、他の申請書（基礎出願：特願 20〇〇－〇〇〇〇〇）と同一であり、本申請書では記入を省略する。」

Q 2 7. 見積書の時点で設定したレートより、実際に出願した際のレートが上がり、申請時の予定額（採択時に確定される「交付決定額」）を超えてしまった場合、差額がプラスされて助成されるのでしょうか？

A. されません。差額をお支払いすることはできません。

交付決定額が助成上限額となります。従って、レートの上昇により実際にかかった費用が増えた場合においても、交付決定額以上をお支払いすることはできません。外国代理人への支払い時のレートの変動を想定した見積もり額で、ご申請ください。

Q 2 8. 日本国内の基礎出願に記載した特許請求の範囲を、外国出願時に変更してもよいでしょうか？

A. 原則として採択後の変更は認めていません。

本事業では、日本国特許庁に行っている出願（PCT 国際出願を含む）と同一内容の外国出願を助成の対象としています。

外国出願時の特許請求の範囲の内容と、基礎出願又は PCT 出願の特許請求の範囲の内容が、実質的に同一か、十分な対応関係があるならば、一般的に同一として認めています。

なお、申請書記載の内容を元に権利取得の可能性を審査し採択を決定するため、申請段階において補正を検討している場合には、申請書の 7. に、補正内容を記載してください。必要に応じて、補正案に基づいた先行技術調査を行ってください。

Q29. jGrants で申請しない場合、選考で不利になってしまいますか？

A. なりません。jGrants を使用しない場合、書類一式の郵送及び申請書のメール提出で申請できます。

なお、jGrants を使用する場合であっても、書類一式の郵送及び申請書のメール提出は必要です。

(2022/6/13 Q3,10,24-25 について追加)